

民事責任における抑止と制裁

廣峰 正子

私の問題意識の出発点は、回復困難な法益の侵害、しかも、いわゆる悪魔の計算に基づくような意図的な加害行為を抑止することである。その際、懲罰的損害賠償制度ではなく、むしろ、従来の制裁的慰謝料説で参照されていたフランス法を比較の対象とし、とりわけ精神的損害の賠償の根拠として語られるフランスの民事罰概念を検討することにした。

そこで明らかとなったことは、フランスにおける民事罰概念は、なにも精神的損害の賠償に限られた狭い概念ではなく、それどころか、賠償額の増減をもたらす量的民事罰と、不正に得た権利や利益の剥奪を命じる質的民事罰とも呼ぶべき二つの民事罰が存し、しかも不法行為だけでなく民法全体に浸透した、非常に広範な概念であるということであった。

しかし、このことは、回復困難な法益の保護という法目的を考察する上では、非常に重要な示唆である。というのも、この目的達成のためには、むしろ事前の予防や抑止が志向されるべきであるが、損害賠償のみでは、仮にそれが高額になりうるとしても、事後的救済にしかならない場合も多いからである。むしろ、不正に得た権利や利益は剥奪されることを正面から認めることにより、意図的な加害行為を制裁し抑止する途を模索すべきではなかろうか。そして、フランスでは、損害賠償による量的民事罰だけでなく、こうした失権効をもたらす質的民事罰の2つを認めることにより、わが国と類似する不法行為制度であるにもかかわらず、民事責任において抑止や予防、制裁をより重視するようになってきたのではないか。この方向性は、現在進行中のフランス債務法改正作業においても、懲罰的損害賠償を認める規定の起草をはじめとして、明白に打ち出されている。

フランスでは、責任の客観化と並行して、民事罰概念が生成・展開してきた。このことは、制裁や抑止が主観的責任論を前提とするという先験を覆すものである。さらに、フランス債務法改正草案は現在までの判例・学説の集大成であり、わが国においても解釈論上民事責任における抑止や制裁を考える可能性を示唆するものであろう。わが国においても質的民事罰に類似するような罰概念が存することを確認し、決して私法の中でも罰概念が異質なものではないこと、そして、法目的達成のために、民事責任に抑止機能や制裁機能を持たせる途を探ることが、本稿のねらいである。